



次の項目について、協議され承認されましたのでお知らせします。

◎新市の事務所の位置について

●承認された内容

- ・新市の事務所の位置は、現有明町役場の位置とします。なお、松山町、志布志町、大崎町のそれぞれの役場に総合的な機能を持つ支所を置くものとし、大崎町役場野方支所は、野方出張所とします。

◎町・字の区域及び名称の取扱いについて

●承認された内容

- ・4町の字の区域については、現行のとおりとします。
- ・町・字の名称については、次のとおりとします。
 - 松山町においては、『曾於郡松山町□□』を『〇〇市松山町□□』に置き換えるものとします。
 - 志布志町においては、『曾於郡志布志町□□』を『〇〇市志布志町□□』に置き換えるものとします。
 - 有明町においては、『曾於郡有明町□□』を『〇〇市有明町□□』に置き換えるものとします。
 - 大崎町においては、『曾於郡大崎町□□』を『〇〇市大崎町□□』に置き換えるものとします。

◎国民健康保険事業の取扱いについて

●承認された内容

- ・国民健康保険事業については、次のとおりとします。
 - 賦課方式は4方式とし、税率については、国民健康保険事業の円滑な運営ができるよう、医療費の動向を考慮して合併時に調整します。ただし、合併する年度は現行のとおりとします。
 - 賦課期日、納期、減免については、志布志町の例を参考に調整します。ただし、納期については、合併する年度は現行のとおりとします。
 - 保健事業については、合併までに調整します。
 - 国民健康保険基金は、合併時の現有額を持ち寄るものとします。
 - 高額療養資金貸付基金の額は、合併までに調整します。